



**平成20年度東北大学大学院法学研究科・法学部
外部評価（第三者評価）書面による評価
評 価 結 果**

『法学部・法学研究科中期目標・中期計画の達成状況報告書』 に関する回答書（A）

■この『報告書』は、平成20年度の本部局自己評価の実施に当たりまして、本部（評価分析室）より提出を求められたものであり、『平成20年度部局自己評価報告書』（別添資料2）と共に、作成・提出したものです。国立大学の法人化に当たりまして、6年間で1期といたします法人の「中期目標・中期計画の作成」が義務付けられることとなりましたが、それを受けて、部局におきましても「中期目標・中期計画」を策定しております。本年度の部局評価に際しましては、従来のような本部の中期目標・中期計画に照らして部局の達成状況を記載するのではなく、部局自身が立てた中期目標・中期計画自体の達成状況が問われた訳で、当部局と致しましても歓迎するところでありました。もっとも、記載に当たりましては、各部局で自由に10項目程度を選び、それについて達成状況を書くということになりましたので、当法学研究科ではご覧の12項目を選択して報告をすることとした次第です。なお、達成状況につきましては、基本的に、法人化初年度に当たります平成16年度から平成19年度まで、4カ年度の状況を対象としております。

恐縮ですが、本『報告書』をお読みいただき、以下の点につきまして、ご意見・ご感想等をお寄せいただければ幸いです。

① 項目1.「教員の年齢構成、ジェンダーバランス、など」につきまして、どのように評価されるでしょうか？

（非常に良い2名、良い3名、特に問題はない2名、不十分である0名）

- 年齢構成、ジェンダーバランス共に数字の上では努力の跡が認められ、適正なものに近づきつつあると評価できる。ただ、全体の数字は良いとして、民事系科目或いは刑事系科目、その他の科目などの各分野別の構成はバランスの取れたものとなっているのかも検討された方が良いのではないかと。

女性教員の年齢構成がやや若い方に偏っているのではないかとと思われるが、実績を積み重ね、能力的にも十分な質が得られるよう今後も努力することが望まれる。

- 法科大学院における法曹実務経験者、公共政策大学院における実務家教員の数をみると、バランスがとれていると感じます。法学研究科における女性教員比率が年々上昇して学内トップ水準という点も結構なことです。

項目1の目標は達成されていると思料します。

- 難しい課題をよく達成しておられます。とくに女性教員の採用は困難を伴いがちですが、それを克服しておられることに敬意を表します。
- 学界の中核・リーダーとして活躍していた人材の転出があり、やや淋しい感じはするものの、教員の体制として、またジェンダーの面からもバランスがとれており、准教授の今後の成長が、教育・研究の両面で期待される。
- 教育内容・成果の充実を第一義に、適正・公平な評価のもとで目標を達成されたい。
- 中期計画の各要素を検討すると、年齢構成については報告書から直ちに判断することはできないものの、専任教員の職階のバランスにおいて配慮の成果が現れてい

ると考えられる。加えるならば、分野別においても可能な範囲でバランスされることが望ましい。ジェンダーバランスについては、東北大学宣言や2件のCOEプログラムの趣旨も体し着実に比率を高めており、学内比較や他大学との比較及び学生比率との比較においても高い水準にあるといえる。実務経験については、弾力的人事運用の成果が認められる。法科、公共政策両大学院において実務家教員がいずれも求められる機能を果たしていることが伺われる。

以上により、教育実施体制の整備には「良い」の評価を行ったが、もとよりこれらの実施体制に基づき、今後ともよりよい実質的成果を達成されることを期待する。

② 項目2.「体系的かつ効果的な段階的学習を可能にするカリキュラムを整備する」につきまして、どのように評価されるでしょうか？

(非常に良い1名、良い4名、特に問題はない1名、不十分である1名)

- カリキュラムの整備については良く行われていると思われるが、大学教育の実情に疎い者にとっては、資料に記載された内容が実際のどのように行われているか、旧カリキュラムとどのように異なっているのか、記述が抽象的なため具体的イメージが把握できない。

展開科目が多彩で意欲的であることは「講義要綱」を見ても分かるが、学生が十分理解できているのか、新カリキュラムの授業内容に対する学生の理解度・評価はいかなるものであるのか、興味のあるところである。

- 「家族法と消費者法」 多様な問題を含み、独自の法領域を形成しつつある消費者問題について家族法と一緒に学習することについて「体系的かつ効率的な段階的学習」という観点から疑問があります。そもそも展開科目というものの自体その範疇が明確なものでなく、その位置づけもはっきりしないように思いますが、破産や任意整理、欠陥住宅問題などを家族法と一緒に学習することは上記の観点から疑問が残ります。

家族法の発展領域として相続法と信託法の問題を取り上げられているのは結構なことであると思いますが、遺産分割、遺言執行、遺留分などの相続法の問題が少ないように思いますし、成年後見の問題などが抜けているように思います。涉外身分法の問題も発展領域の中で学習して然るべきでしょう。

消費者問題との関係で言えば民事特別法の講座が別に設けられているようですので、上記のような消費者問題はむしろこうした講座の中で取り上げられた方がよいのではないかと思いました。そうした観点からみると、「金融商品取引法」との関係も併せて検討されるべきであると思います。「経済法理論」「経済法実務」とも関係することでもあるとも思います。再編も検討されるべきでしょう。

- 「環境法」 環境法はⅠⅡと分かれているようですが、2つの講座は同じようなテーマを対象としつつも、意図するところは別々なのだと思いますが、いただいた資料のみではこの関係はよくわかりませんでした（「地球温暖化」の問題などは両方にまたがっているようですが、どのように位置づけられているのかよくわかりませんでした。）
- 単位の実質化配慮、履修モデル指針の提示などにより、学生が段階的かつ効率的に学習できる仕組みを作っていること。また、平成19年度には完全に新カリキュ

ラムに移行したことを考え合わせますと項目2の目標は達成されていると思料します。

- よくやっておられると思います。
- 学年初期に基礎科目として、民事法入門や刑事法入門、司法制度論などを配置し、先端科目やゼミで深化させる工夫がとられているのは評価できる。ただ、民法の単位数がやや少ないのが気になる（刑法3科目10単位に比し、民法は5科目12単位）
- 基礎的専門知識の習得は、応用分野での飛躍・発展に欠かせないため評価できる。実務分野との関連性をいかに理解しながら学習するかがその有効性を高める鍵であるので、さらに議論を深めていただきたい。
- 法学部における「基礎」「基幹」「展開」の各講義カテゴリーは、開講科目が適切に配分されていると判断される。さらに学年別の履修状況によれば、伝統的な自由選択制を活かしつつも、大学側が期待する段階的学習がよく実現されているものと思われる。今後ともガイダンス等さまざまな機会を通じて、学生に対し積極的な動機付けを促すことを期待する。

③ 項目4.「少人数教育によるきめ細かな教育体制を拡充する」につきまして、どのように評価されるでしょうか？

(非常に良い4名、良い2名、特に問題はない1名、不十分である0名)

- 演習形式の少人数教育は、学生に対するきめ細かな指導・教育を行う上で適切な教育方法であるが、教官の負担が重くなることから、教官の数及び配置の適正について検証する必要がある。また、学部専門教育での演習においては、院生や上級生の補助を受けられる体制を作るなどの工夫があっても良いのではないか。
- 少人数教育による演習は良い。(教官ならびに他学生の人格に触れることができる。また、ディベート、ロープレにより自分でものを考え整理し発言する能力が養われると考えるからです。これらは社会生活をするうえで必要なものです。)とりわけ法科大学院でソクラテス・メソッドが取られていることは結構なことと思う。
項目4は達成されていると思料します。
- 限られた教員数で、記述されている内容を達成することは至難のことと存じます。教える側の努力もさることながら、学生の側がどこまでそれにくらいついてきてくれるか、成果を期待いたします。
- 少人数教育の象徴としての演習の内容が充実しており、設定科目も多様であり工夫がされているのは評価できる。ただ、民法分野で「基礎演習」「基礎演習ⅠⅡ」「民法演習」「民法発展演習」(そのほかに「民法判例演習」(p.64 文章内))が設定されているが、学科配当科目との連動や教育目的上の系統性の面で支障はないのかやや気がかりである。
- 各大学院とも、少人数であるが故に双方向の対話・議論を重視していることから研究の成果及び研究生の実務での能力向上が大いに期待される。
特に、公共政策大学院における地方公共団体との連携は、今後の地方分権社会の進展に伴い、その役割が大きなものとなってくるであろう。
- 演習の体制については、学部、研究大学院の充実した体制を維持しつつ、新たな

2つ専門職大学院の開設によく対応しているものと評価できる。従来より、水準を上回る充実した体制が組み立てられていたところであるが、様々な負担が増すなかで、中期目標に沿って努力されていることを多とする。内容面までの評価は困難であるが、FDの深度化及びソクラテス・メソッドにおける教員のスキルアップ等による更なる充実を期待する。

④ 項目5.「学生が身につけた学力や育成された資質・能力を判断する指針・成績評価法を策定する」につきまして、どのように評価されるでしょうか？

(非常に良い2名, 良い1名, 特に問題はない4名, 不十分である0名)

- 学生に対する指導・教育の充実という観点からすると、不合格者に対しては、単なる不服申し立てにとどまらず、担当教官による説明を必須のものとすることも考慮してよいのではないか。
- 成績評価に対する不服申立が3名6件あるということに正直驚いている。制度が機能しているともいえるが、それにしても今の学生は・・・という感じである。
(落ちこぼれないように学生には一生懸命勉強に励んでもらいたいが、一方、昨今では「こころの病い」が多くなっているので留意必要だと思います)
- 教員側としては申し分のない体制を整えておられます。ただ、すべての点できめ細かく完全を期そうすると、教員の本来の研究はどうなるのか、単なる教育サービス労働者になってしまわないか、心配です。
- 不服申立制度を設けるだけでなく、試験問題の趣旨および採点基準に関する講評を行っている点は、教育効果の面からも評価できる。
- 評価基準が公表されていることは良い。各授業科目の〈成績評価の方法〉の記述にばらつきがあるものの、少人数教育が前提であるため、教員の評価には特に問題ないものと考える。
- 制度の枠組みについては概ね妥当なものと評価できる。学部等で「成績評価に対する不服申し立て制度が開始され、実際に申し立てがあったことが示されているが、説明に対し納得が得られたか否か、経過及び結果が気になるところである。また、学部、大学院を通じてシラバスにより成績評価制度を明示することとなっているが、漠然とした説明にとどまっているものも少なからず見受けられる。他に、絶対評価の尺度を設定することの困難は理解されるが、相対評価により公正を担保するという現行制度は次善策とも思われ、更なる工夫、改善を期待したい。

⑤ その他、本報告書をお読みいただいてのご感想等ございましたら、ご自由にお書きいただければ幸いです。

- 貴大学の教育の実情を知らず、外部評価委員会に初めて参加し、昨年度のように説明を受ける機会のなかった者に対し、今回送付を受けた資料のみで評価判断を求められることは負担が大きい。また、資料の記載内容も学内では通常に使用されているのであろうが、特殊な用語が随所に用いられており、分かりにくい。不親切です。

部外者でも容易に理解できる資料を送付するか、個別に説明をいただくかしないかと大部の資料を読みこなすだけで大変な作業です。

- 川内の法学研究棟の耐震改修工事，片平の専門職大学院施設の新棟建設を是非予定どおり進めていただければと願っています。
- 時代の流れとはいえ，教育サービスにあまりに全精力を注ぎ込むことにより，研究者としての骨太の後世に遺るような研究をいつ，どこでやればよいのか，その心配が消えません。
- グローバルCOEプログラムに「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」プログラムが採択されたことは，東北大学の実力を示すものとして高く評価できる。研究成果が社会全般に公知されるよう望む。
- 選択された12項目については，いずれも目標が達成されており，その真摯な取り組みを評価するものである。今回選定されなかった項目についても，適切・公正に自己評価していただきたい。
貴大学院の更なる発展を望む。
- 報告書を通じて，初めての中期目標・中期計画に対し真摯に取り組み，4年目までの間に多くの成果を上げつつあることが認められる。東北大学全体に対しても同様に評価されているものと承知しているが，特に法学部・法学研究科におかれては，2つの専門職大学院の開設，運営等，大きな変革の中での達成である点，高く評価する。

ただし，評価に際しては，率直に言って客観的評価たりえているかとの限界も感じた。一つには，部局側で選択された項目であり，普通に考えればより肯定的評価である項目が選ばれているものと想像され，当事者が悩まれている部分が見えなかったのではないかとも思われた。もう一つには，評価に際し，報告書としてまとめられた部分だけでは読みきれない思考過程，バックデータ等を合わせて提示していただければという点にある。本文にも，「評価のための作業に追われた年」と触れられ，そのご苦勞は十分拝察するところですが，あえて付言させていただいた。

『平成20年度部局自己評価報告書』 に関する回答書（B）

■この『報告書』は、毎年度、大学本部役員の評価を受けるため本部「評価分析室」に提出しております、本部局自己評価報告書の平成20年度版です。この『報告書』に基づく本部役員ヒアリングを経て、総長裁量経費の傾斜配分の資料ともなるものです。昨年度の外部評価委員会委員の皆様による外部評価の際には、資料として平成19年度版をご覧いただいたところですが、本年度は、新たに、部局自身の「中期目標・中期計画の達成状況」をも自己評価の基準とすることとなった点（その報告書が別添資料1です）など、昨年度までとは装いを新たにしている点も少なくありません。

また、平成19年度版は、基本的に平成18年度の状況をまとめたものですが、平成20年度版では、平成19年度の実績をまとめたものとなっております。

恐縮ですが、本『報告書』をお読みいただき、以下の点につきまして、ご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

①「特質すべき社会貢献活動」として、9頁に4つの事項を記載しております。
これをご覧になって、どのような印象をお持ちになったでしょうか。

- 全体として良くやっていると評価できる。
これらの活動を市民にとって眼に見えるものとする必要ではないだろうか。いかに貴重な政策提言を行ってもその内容が市民に知られないままでは、提言としての意味が薄くなる。また、無料法律相談の需要は増加していると思われるから、広報によりその存在が広く知られば、相談件数もさらに増加するのではなかろうか。
- いずれも有意義な社会貢献活動であると思います。特に「公共政策ワークショップ」は公共政策大学院としての存在価値にかかわるもので、学問的にもその成果が期待されるところです。
- 公共政策ワークショップの政策提言～良くやっている。
21世紀COEの政策提言～大変良くやっている（5年間の研究プログラム終了、国際シンポジウムの開催）
各種審議会委員～良くやっている（大変忙しいなか）
東北大学無料法律相談所・東北大学法学部模擬裁判実行委員会～良くやっている（伝統あり継承して欲しい）
- 1. は公共政策大学院のいわば目玉ともいべきものと存じます。永く継続されることを期待します。
2. は昨年度（H19. 11月）研究拠点を見学し、また、全12巻の寄贈を受けました。素晴らしい成果だと敬意を表しています。
3. はある意味では、貴重なことではありますが、特定の有能な人ほど負担が重くなり心配です。学内の要職とも重なり、まさに多重債務者ではないかと危惧します。
4. は東北大学の伝統に裏づけられた貴重な貢献と高く評価します。
- 全体として社会貢献への努力は評価できる。ただ、審議会への参加がやや多く、

教育・研究の面で支障を来していないか注視する必要がある。

- 公共政策ワークショップの政策提言については、本格的な地方分権社会を迎えるにあたり、地方自治体としても積極的に連携・協力していきたい。
模擬裁判実行委員会の取り組みは、裁判員制度がスタートすれば、より一層市民の関心が高まるものと思われるので、継続的に取り組まれない。
- 1. 公共政策ワークショップの政策提言 については、特色ある授業科目であると同時に、社会貢献活動としての機能を有する点で大変有益であると評価する。調査結果が実際の行政に反映される割合が高まれば、行政側からの期待、協力もさらに向上し、大学院自体の評価を高めるものと期待される。
2. 21世紀COE政策提言 については、世界的視野における活動成果であり、東北大学出版会からジェンダー法・政策研究叢書として成果がまとめられたことで、今後の同分野の研究に大いに裨益するものとする。同プログラムが、グローバルCOEプログラムに発展的に継承されたことで、同分野における大学の拠点性をさらに向上することが期待される。
3. 各種審議会委員 については、各研究者の識見が現実の政策、施策に反映されうる機会となる点で有益であり、大学のプレゼンスを高める上でも今後とも貢献を期待する。
4. 無料法律相談所・模擬裁判実行委員会 については、歴史ある公益的活動としてゆるぎない存在であり、学生のイニシアチブによる点でも素晴らしい活動であるが、学外への認知をより高める余地があるものとも考える。この点で大学が側面的に支援することで社会貢献の価値も増大されることを期待する。

②4つの事項以外に、本法学研究科として取り組むべきとお考えになる社会貢献活動がございましたら、ご指摘・ご提案下さい。

- 環境問題、具体的には地球温暖化問題や公害問題に関する取組みが考えられるのではないかと思います。また、災害復興支援に関する立法提言や政策提言なども考えられるのではないかと思います。
- 小、中学生が「法」に関心を持てるように、学校・教育委員会を啓蒙していく必要があるのではないかと思います。例えばアニメ等の小冊子を使って、小・中学校教員が児童に対して「法の大切さ」を易しく教えて行けば少しづつ世の中が良くなっていくのではないのでしょうか。(理想ですが)
同様の趣旨で一般人向けにホームページを充実した方が良いと思います。
企業にとってはコンプライアンスが重要な経営課題なので助言いただける窓口があれば良いと思います。
- 短期の(1ヶ月、3ヶ月程度の)社会人のための大学院教育はどうだろうか。
- 研究・教育機関として努力されている法学研究科の実質的に優れたレベルに比して、対外的な存在感はやや追いついていないのではないかとと思われる点でやや残念である。具体的件名の提案ではないが、研究活動や成果について広く一般に向けて発信力を向上することが、おのずと社会貢献にも寄与するところではないかと思料する。例として、ウェブページの充実、一般向け啓蒙書(新書等)の執筆、マスメ

ディア（特に地元新聞・テレビ）への露出，公開教養セミナー等の開催等を挙げておく。以上については，すでに実施されている面もあろうが，良い意味でのパフォーマンスを期待したい。

③その他，本報告書をお読みいただいてのご感想等、ご自由にお書きいただければ幸いです。

- 有益な政策提言を行っていることは高く評価できるが，実際の行政等にどれだけ影響を与えたのかについて，検証を行うことも必要ではないだろうか。

また，卓越した研究者を多数擁しているのであるから，これらの研究者がより充実した研究を行うことができるためのサポート体制を如何に構築するかということも検討する必要があるのではないか。

- 教職員の皆様のひたむきな姿勢が感じとれます。掲げた目標が着実に達成されているのは喜ばしい

とくに，21世紀COE研究教育拠点形成プログラム「男女共同参画社会の法と政策」は多大なる成果を収めたことを認めます。「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」プログラムも採択されているので，是非頑張ってください。

新司法試験の合格率は当初掲げた目標を前倒しで達成し，平成21年度試験で合格率全国10位以内に入ることを新たな目標にしているが，是非ともクリアーするよう努力して欲しい。

（当面は合格者数・合格率が法科大学院のステータスになると思います。期待しています。）

企業においては法務部門の充実が経営の課題の1つとなっています。企業との就職窓口が用意されると有難いです。

- 1(1)②「科学研究費補助金の申請率アップ」は，法学系で，じっくりと文献等により長期的に基礎的研究を志す者にとっては，心理的圧迫を受け，賛成できません。世の中はすべて，派手なもの，目に見える成果を追い求め，大がかりなシンポジウム（国際○○シンポジウム）などをやり，その成果を印刷物にして公表することが，業績と評価する傾向がありますが，それに要するエネルギーは巨大なものであり，ときには，そういう企画も意義あるものと考えますが，各大学・各分野が競ってそういうことをするのに，本当に意味があるのか，と私は懐疑的です。自然科学系や，実証的なフィールドワークを内容とする研究分野とそうでない地味な内容の分野とでおのずと研究の進め方，在り方が異なるはずです。私の考えは少数意見かも知れませんが，声なき声を代弁しているとも思っています。「申請率・採択率の向上を」という考えは賛成できません（文科省の政策がおかしいのです）。

④の，とくに実定法分野（法科大学院の基幹科目）の研究者をどこでどのようなように養成するかは，重大で深刻な問題です。法科大学院は実務との関連に留意するように教員の目を向けさせたことはプラスですが，実定法科目の基礎研究（基礎法学の意味ではない）を，誰が，いつ，どこでやってくれるのか，後継者をどこで養成するのか，全国レベルで真剣に取り組まないと，学問の衰退につながります。

- 1(1)井上プランへの取組方策 については，①～⑤の具体的方策中，④の博士課程定員充足率の問題が中長期的検討課題として注目される。制度設計にも関わる全

国的傾向であることは理解されるが、研究機関としての根幹にも関わる問題でもあり、広範な立場からの検討が望まれる。⑤の新司法試験合格率については、これまでの取り組みの成果が表れたものであり、学生の募集にも好影響が期待できる。ただし、当初の制度設計（想定合格率）から見れば、高い目標を期待したい。

1 (2)全学中期目標・中期計画への貢献状況 については、各項目にわたって変革過程での取り組みの努力が伝わるが、志向される目標に対して組織的、継続的に取り組まれることを期待する。

2 (1)全学の教育研究等に対する方針への協力及び取組及び特筆すべき成果 については、①～②に見られる競争的資金による成果は、教育研究の深度化に寄与するものであり、③～⑤に見られる対応は、より開かれた社会的存在として、また組織の活性化に寄与するものと考えられる。後者に対しては定量的な目標設定も期待する。

『公共政策大学院における実務教育の実態調査』 に関する回答書（C）

■この『実態調査』報告書（以下、「本報告書」とする。）は、平成18年度・19年度において東北大学大学院法学研究科公共政策大学院が採択を受けました法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム（GP）「体験型教育の多角的実施と実務教育基盤構築」に係る実績報告の一部をなすものです。以下、これをお読みいただいでの率直なご感想・ご意見をお聞かせ下さい。

① 公共政策大学院における実務教育と他の公共政策系大学院における教育との比較という視点からご覧になったとき、本報告書をお読みになってお持ちになった全体的な印象はどのようなものでしょうか？

○ 貴大学院で、実務家教員を積極的に登用し、大変意欲的かつ有益な試みがなされていることが良く分かりました。指摘されている問題点もまさにそのとおりで課題も多いと思いますが、未だ発展途上の分野であり、今後の成果を期待したいと思います。

我々実務法曹も研究者とはかなり感覚が違いますが、それでも法律を扱うという面では研究者と共通の思考基盤があります。しかし、行政官は、我々と比べても異質のものがあり、研究者との乖離は我々以上と思います。

相互の共通理解を深めるためにも行政機関に付属している研究機関に大学の研究者を任期付き研究官として出すことも検討されてはいかがでしょうか。

○ ワークショップ授業が有意義なものであることはおそらく異論のないところかと思えます。但し、その授業の中で提案された仮設なり判断枠組みをその後において検証すること、また、そうした作業から得られた実務知識の体系化を試みることも極めて重要ではないかと思いました。実務家教員自身がこうした授業をしてプラスになったというのは、そこでは「経験」を積むだけでは必ずしも得られるとは限らないもの、具体的には、政策を客観視し、より広い視野でみることの必要性や「理論化できるもの」「共有化できるもの」が発見できたことによるものではないでしょうか。

このこととの関係では、学生にもワークショップ授業で得られたものについて事情聴取してみる必要があるのではないかと思います。実務家としての「感覚」「問題意識」「判断」「思考形態」というようなテーマは1回の経験で簡単に得られるものではなく、それをいろいろな角度、とりわけ理論的な側面から見つめ直すということが必要ではないかと思いました。

次に、実務教育モデルが存在しないということについてはやや違和感を感じました。

公共政策の企画、立案、実行は大なり小なりいろいろな場所で日常的に行われていることです。

確かに政策は現在問題となっている課題を対象にして行われるものですが、過

去の政策の成功例や失敗例から学ぶことも有意義なことではないかと思ひます。公共政策の対象が広範囲であればあるほど、そうした点も考慮していかないとより多くの広範な課題にたえられないのではないかと思ひました。

過去の事例から学ぶ、その事例の中で提案されたであろう仮説なり判断枠組みを検証し、何らかの理論の媒介によって、横断的な知識を体系化し、深化させていく作業も必要であると思ひます。帰納法的考察のみでなく演繹法的考察も必要あるのと同じようなことであり、それはテーマにたじてあるいは場面にたじて考えていく必要があるのではないかと思ひました。

- 他の公共政策大学院では、非常勤実務家がオムニバス講義、体験整理型授業を行って「公共政策ワークショップ」と呼んでいるようである。これに対し東北大学公共政策大学院は、きちんと一連のプロセスを踏んで実務家教員と学生が協働で体験する課題解決型授業を作り出してきており国際標準に近い。これこそが文字通り公共政策ワークショップであると認識いたしました。
- 4年経過し16のプロジェクトを仕上げたがテーマをみると現在かつ将来の社会経済を促えており、良いと思ひます。
- 公共政策大学院という新しい大学院、それも専門職大学院として、この分野での実務と理論の結合という未知の困難な課題に、専任教員6名を中央官庁から2年任期で迎へ入れ、独自のワークショップを中核とする教育を既に4年間（平成16年～19年）にわたって実施されてきたことは特筆すべき実績と高く評価いたします。
- 他の大学院と方向性について大きな相違点はないように思われる。既に組み込まれているとは思ひますが、制度設計（条例等の設計を自治体と共同で試みるなど）の試みを重視してみるのも面白いのではないだろうか。
- 貴大学院と他の大学院において、基本的な考え方や運営手法が大きくことなっていたことは驚きだった。

このような調査をしたこと自体、公共政策大学院全体の発展に貢献するであろう。

- 実務教育として「公共政策ワークショップ」を唯一設定、実践してきたことが本大学院の教育を特色づけていることは、報告書から明らかであり、それが実務家教員の役割、存在意義を高めていることにも繋がっている。

大学院のカリキュラム自体が形成・発展過程であるとされているが、他大学院にも同様の授業が展開されることを期待したい。

- ② 公共政策大学院における実務教育は、「将来に向けた政策立案を実務家と学生が協働で体験する」ワークショップを中心とする「集団作業・課題解決型授業」に最大の特徴があります（本報告書3頁以下、11頁以下、26頁）。本報告書は、このような実務教育を更に推進していく旨を述べていますが、この点について、どのようなご感想・ご意見をお持ちでしょうか？

- 研究教育機関で公共政策立案という極めて実務的な課題に挑まれていることは高く評価できると思ひます。小生も法務省入国管理局で短期間ではありましたが

政策立案に関与したことがあり、興味深く読ませていただきました。

- ワークショップ授業を更に推進していくことについては、それが有意義なものであることは①で述べたとおりです。

しかし、それのみにとどまらず、そこから得られたものを体系化し、共有化できるものにしていくことが大事であり、その場面では実務家教員と研究者教員の連携と相互補完ということがより必要なものになってくるものと思われます。

- 実務家教員と学生の協働による「集団作業・課題解決型授業」は、学生に各種の実践能力を修得させることにある。「理論と実戦」という点で大変結構だと思う。ただ実務教員の確保、研究教員とのコラボレーション、学生のレベル等の課題もあるようなので、長く続けられるかどうか一抹の不安もある。頑張ってください。
- かなりの時間と労力をかけて準備をしているようだが、それに見合った単位数が必要なのではないだろうか。
- このような実務教育を更に推進していかれることは素晴らしいことと思いますが、政策課題をどのように選定するか、1年限りで終るのか、同じ課題を次年度以降も、別の視点から重ねて取り上げることができるか、プロセスは大切だが、そこから導かれる提言が、実務において取り上げるに値するものであることを目指すのか、学生による単なる「報告書」で終るのか、またプロジェクトに協力する機関にとっても有益なものでありうるのか等、課題は多いという感想をもちました。
- 上記①で述べた実務的訓練が重要と思われる。
- 他の大学院が貴大学院のように「集団作業・課題解決型授業」を確立し、各大学院が切磋琢磨して、公共政策大学院が全体として発展されることを望む。
実務教育を主とする公共政策大学院だからこそ、「集団作業・課題解決型授業」は重要であると考えます。
- 報告書が指摘する当該形態の授業の有効性については、強く首肯されることとあり、大学院案内の学生座談会によると、学生からも高く支持されていることが覗かれ、今後の発展、充実を期待する。
授業対象として、リアルかつアップデートな題材を取り上げることができること、学生の総合的な実践能力を育てる上で有効であることなど様々な利点が認められる。
また、本大学院のみが当該形態の授業を成立せしめている要素はいくつかあるが、受入れ側たる自治体等プロジェクト機関の協力・支援も欠くべからざる要素であろう。この点、東北大学への地域からの信頼・期待が大きく与っているものと考えられ、その増大のためにも本大学院の提言が受入れ側からも高い評価を得ることが重要な意味を持つものと思われる。

- ③本報告書は、公共政策系大学院が「専門職大学院の名にふさわしい[教育]効果を上げる」ために満たさなくてはならない条件について、33頁以下に整理しております。この点について、以下の質問等にお答え下さい。
(ア)列記されている条件の中で、特に重要と思われるものは何であるとお考え

でしょうか？

- 実務家教員の教育環境
- 専任教員としての実務家教員
- 十分なFD体制の構築
- 第一の政策課題の選定が最も重要と考えます。そして、プロジェクト機関がその意義を真に理解しているかが大切で、その意味では、大学側と先方との相互協力関係の構築が課題と考えます。
- (7) のカリキュラムの在り方が最も重要と思われる。
- (3) 講義・演習などの授業形態
- (4) 十分なFD体制の構築
- (3) 講義・演習などの授業形態を特に重要なものとして挙げる。加えてそれを実現する要素として(1) 専任教員としての実務教員、またよりよく展開させるために(4) 十分なFD体制の構築を挙げておく。

(3) において、課題解決型授業の留意点として6点示されているが、これらは本大学院におけるワークショップの実践ノウハウが明らかにされている部分であり、専門職大学院としての特色ある教育を作り上げる上での有益な指標になると思われる。

(イ)他に、考慮すべき事項等があれば、ご指摘下さい。

- 報告書第2章(2) II-7にも示されているが、公務員を目指す学生にとって、公共政策ワークショップの負担が大きく、公務員試験準備の上で困難な状況が生じている点は、当該形態の授業を取り入れる上で考慮されるべきと考えられる。

また、報告書の基調は公共政策ワークショップの有効性を示すものであるが、これが標準的カリキュラムとして他大学院に認められるか、また認められた場合に他大学院で導入される際にクリアしなければならない点については今後待った必要があると考えられる。

(ウ)カリキュラムの将来像(37～38頁)において、3つの課題を指摘しております。この点について、アドバイス等を含め、ご意見・ご感想はいかがでしょう？

- 課題は、指摘のとおりと思う。
行政の現場では、数年程度の実務経験では有効な政策を立案できるだけの能力を身に付けていると評価される者はいない。つまり、2年程度の教育で得られるレベルには限度があり、高いものを期待すべきではないであろう。基礎レベルと将来の伸びる可能性を与える教育カリキュラムが求められるのではないか。
- いずれももっともなことではないかと思えます。実務家教員と研究者教員が創造的にコラボレーションを行うことが本当に必要な領域であると考えます。

- 第3点目の理論教育の再編は必要だと思います。学生のレベルはまちまちなので理論の基礎的な考え方を教育しないと中途半端な時間を過ごしてしまう懸念があります。
- 3つの課題は、それぞれ重要な課題で、ぜひその課題の達成に向けてご尽力ください。
- 公共政策とは、法律、行政、経済、政治学等の複合的・総合的な課題を対象とするだけに、これらの基礎教育と実務実践教育の融合・連繋がいかに関われるかが極めて肝要であり、この観点からのカリキュラム編成が重要になってくるだろう。
- 適切に課題を分析されている。3点とも一朝一夕には解決できないとは思われるが、先駆的な取り組みをされている貴大学院が模索しながらも公共政策大学院としてのカリキュラムを構築していただきたい。
- いずれの課題も運営のなかで実感されている事柄であろうことが窺える。第1の国際的政策課題と、社会人に対する課題解決型授業の方法論の確立については、容易ではないと思われるが、現在の手法を演繹しつつ、その方面に経験の深い教員の知見を統合していくことが一つのアプローチになるかもしれない。
第2、第3の点については、専門職大学院の学生とはいえ、既習分野の発展系では必ずしもないことから生じるコストでもあり、学問分野としては発展途上にある過程での課題とも思われるが、『公共政策入門』書については、本大学院がイニシアチブを発揮して、基本書を定めるといった成果を期待する。

③その他、本公共政策大学院に対するご要望等、自由なコメントをいただければ幸いです。

- とくに実務家教員の教育環境を充実させた方が良いと思います。
(授業負担、旅費)
- 全体として、公共政策大学院のあるべき姿を求めて真剣に取り組み、実績を重ねておられることに敬意を表します。実務家教員は任期2年とのことですが、研究者教員の側で、実務家教員から吸収しうる知識・経験を、各専門の学問の中に活かす形での交流が深められるようにと希望いたします。
- 既の実績をあげておられる公務員の世界へ、有為な人材を多く輩出されることを期待します。また、公共政策にはグローバルな面もあり、アジア・世界で活躍する人材の養成に期待します。
- 地方分権が進展し、また公共・公益の考え方が大きく変化する中で、公務員が担うべき分野は、将来的には政策立案及び課題解決であろう。
今後、プロジェクト機関として連携した地方自治体において、実際に提案された政策が現実の実務として成果があがった報告が公表されることを期待する。
- 公共政策大学院の揺籃期において、「公共政策ワークショップ」を実務教育の支柱として構築、育成されていることは、その内容の有効性ととも大きく期待するところである。専門職大学院等教育推進プログラム等に2期連続選定されたことも期待の現われと認められる。

大学院の運営自体，試行錯誤されている面も多々あると思われるが，研究者教員と実務家教員が有機的に結合し，相互作用により力を最大限発揮される組織となるよう引き続き努力をお願いしたい。

少人数教育の恵まれた条件も活かし，学生に対しては切磋琢磨を促し，本大学院らしい「公」の感覚を備えた，政策プロフェッショナルたりうる有能な人材を公共政策部門はじめ各方面に輩出することにより，公共政策大学院としての存在感さらには東北大学の存在感を高められることを期待する。

『法学研究科 第二期中期目標・中期計画（案）』 に関する回答書（D）

■次期「中期目標・中期計画」の作成に当たりましては、第一期のものと比較してシンプルなものとするよう文部科学省より指導があり、部局レベルでは30項目に限定されております。そのため、当法学研究科のそれも中期目標と中期計画とを対応させる形で30項目に整理いたしました。また、これに基づいて毎年度、年度計画を作成することとなるため、表現振りも「当たり障りのない」ものになっているのではないかと存じます。従いまして、委員の皆様方がご意見を述べられるにしても、決して答え易いものではないかもしれません。その点、大変申し訳なく存じますが、当方の事情ご賢察の上、ご意見等頂戴できますれば幸いです。

I 教育について(①と②)

(良い2名, 特に問題はない4名, 不十分である2名)

※①と②それぞれに○をつけてくださった委員が1名のため、計8名分となっている。

- 内容的には概ね現在の施策の延長線上に位置づけられるものと理解される。このことは、現状において、一定水準が達成されていることを現しているとも考えられるが、状況の変化に的確に対応するためにも、不断の点検・改善をお願いしたい。学生に対するアンケートを拡充することを示されているが、成果把握のみならず、施策に反映させる等実効性を高めることを期待する。
- ①及び②の実現にあたっては、研究者の研究環境並びに教育体制の核心をなすカリキュラム編成の充実が、不可欠と思われれます。
- 裁判員制度の開始で、刑事実務が大きく変わるので、これに対応すべく実務家との交流を積極的に行ない教育に生かすべきと思われるが、そのような視点が欠けている。
- ①の具体的措置の最後の部分が不十分であると思いました。
「優れた法曹」とは何かをまず十分詰める必要があるかと思えます。それが十分詰められないと、適切な具体的措置も出てこないからです。
「優れた法曹」が単なる「司法試験合格者」を超えた概念であることは明らかであろうかと思えますが、そうだとするとそこに継続教育等の視点が入らないとその養成につながらないのではないかと思います。「優れた法曹」は勿論2年や3年の法科大学院の教育、とりわけ司法試験合格というまず第一関門の目標があり、それが達成されないと法曹になれないという仕組みのもとでの法科大学院の教育の中では、簡単に養成できるものとは思われません。その後の具体的措置の展望なくして「優れた法曹」の養成という目標を掲げるべきではないし、もし、それを掲げるのであれば、継続教育の視点等を盛り込んだ具体的措置を真剣に検討すべきであると考えます。
- ①の最後の○印（人材の養成）において、「目標」と「達成するための措置」とが、同義反復の感があり、気になるところです。

II 研究について(③と④)

(良い1名, 特に問題はない6名, 不十分である0名)

- 項目及び内容は概ね妥当なものとして理解される。研究環境を向上し研究者のモチベーションを高め、優れた成果を挙げられることを期待する。その結果、広く当学の魅力を示し拠点性をさらに高めることを望む。
また、研究大学院の充足率等の問題について、中長期的視野から実効性ある対策を期待する。
- GCOEの成果がいかに周知されるかが課題であると思います。

III 社会貢献等(⑤と⑥)

(良い2名, 特に問題はない5名, 不十分である0名)

- 当学の有する人的資源及び成果等が広く社会に活かされることを目指し、今後とも社会に寄与されることを期待する。国際化に関しては、GCOEを基点として、教育面では着実な成果を、研究面ではより広範な交流基盤を形成されることを望む。
- 教員の各種審議会などへの参加と上記I, IIの目標達成がバランスをよくする工夫が必要と思います。

IV 全体的な印象・ご注文等

- 中期計画の記述がもう少し具体的にできないか。(「目標」と「計画」の差が不明瞭である。)
- 全学的視点と部局の視点との兼ね合いや、項目数等の制約から表現にご苦労されたことが窺われた。しかしその結果、内容が総括的になる傾向があり、今回の対象からは、当局が認識されている課題や問題意識の所在が汲み取りにくかった。中期目標・中期計画の文案に対する評価という形式よりも、むしろそれを離れ、グランドデザインの下に現状分析や計画期間に対する認識等を示されたほうが、第三者評価になじむのではないかとと思われる。
最終的な文章では、当学の強みを伸ばし、補強点を修正するための視点を前面に挙げ、併せて定量的な目標も示されることを希望する。
第一期では、専門職大学院を立ち上げられ、着実に成果を挙げつつあることが認められる。その成果を一層発展させ、さらに優秀な人材を集め成果に結びつける好循環を期待する。そのためにも、状況の変化に対応できる柔軟かつ強靱な組織の構築を共通認識とされることを望む。
- 中期計画全体として、東北大学法学部・法学研究科の力を示すものになっており、今後の成果が期待されると思います。
- ここで問われているような問題は、大概総論(目標)に問題はなく、各論(目標を達成するための具体的措置等)が問題になるのではないかと考えられます。
その意味では、少なくとも各論(具体的措置等)は、一応のものが出た段階で

意見を聞かれるのが適切ではないかと感じました。

- まじめな取組姿勢が感じられます。
- 昔の話となり恐縮ですが、全国でも、大変著名な先生方が数多く東北大学法学部におられました。私どももその先生方を慕っておりましたし、先生方も東北大学、そして日本のために熱意、情熱をもっておられた気がします。例えば本学出身者で他大学で教壇に立たられている先生方を招へいすること等は考えられないでしょうか・・・。
- ①の「措置」では、「継続的に点検を行い、必要に応じて改善策を講じる」との記述が目立ちます。そう答えるしか仕方がないと思います。文案作成者のご苦勞をお察しいたします。
- 全体を通じて、今後の課題のうち、最も重要なものは、優れた若手研究者（研究・教育の担い手）をどのように育成するかにあると考えます。法科大学院を筆頭にして、あらゆる面（学部も、他のコースも）で教育負担や用務が増えるばかりです。その中で、研究者（後継者）の育成をどうするかは、一大学の問題ではなく、日本の教育機関全体の問題です。他大学の関係者と連携しつつ、取り組んでいきたいと存じます。

資 料

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員名簿

* 50音順

- ・ 氏家和男（仙台弁護士会会員）
- ・ 奥田昌道（同志社大学法科大学院教授）
- ・ 加澤正樹（仙台地方検察庁検事正）
- ・ 鈴木 勇（株式会社七十七銀行取締役営業統轄部長）
- ・ 田浦芳孝（東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長）
- ・ 立谷秀清（福島県相馬市長）
- ・ 江草忠敬（株式会社有斐閣会長） *オブザーバー

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成19年 5月16日

改 正 平成20年 9月10日

改 正 平成21年 3月18日

（設置）

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

① 法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

② 外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

（2）前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求めることができる。

（組織）

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者7名以内の委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（2） 評価委員会の会議は、少なくとも2年に1回委員会を開催するものとする。

（3） 評価委員会には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

（委嘱）

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（外部評価（第三者評価）内容の公表）

第8条 外部評価（第三者評価）における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価（第三者評価）報告書、ホーム・ページ等で公表する。

（報酬）

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

（2） 前項の詳細は、別途定める。

（外部評価（第三者評価）補佐委員会）

第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）補佐委員会（以下、「補佐委員会」という。）を置く。

（2） 補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び3名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附 則

この内規は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年7月1日から施行する。